

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていた。申立期間当時は、集金人が保険料を毎月、家まで取りに来ていたと思う。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年2月に会社を辞めた後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、手続き後は、毎月保険料を納めたとしているが、オンライン記録によると、平成8年度の保険料が9年1月6日、同月13日及び同年4月21日の3回に分けて納付されているほか、資格取得の入力処理が同年1月23日となっている。このことから、申立人は初回保険料を納付している9年1月上旬ごろに加入手続きを行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した8年2月17日までさかのぼって、被保険者資格を取得したとみるのが自然であり、9年1月時点では、申立期間の保険料は、過年度保険料であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の保険料は集金人に納付したと主張するが、その集金人の所属組織等について不明であるとしているところ、B年金事務所に照会したが、申立期間当時、過年度保険料債権が生じる^{そきゅう}遡及取得者については、資格取得届の入力処理と同時に過年度保険料納付書を資格取得者宛てに郵送し、同納付書により指定金融機関等において納付する仕組みであったとしている。また、A市に照会したが、過年度保険料の集金は行っておらず、市の嘱託職員が集金していた現年度保

険料についても納期限が経過した未納分の保険料を集金していたとして
いることから、これら行政機関の嘱託職員等を通じて申立期間の保険料
が納付されたとは考え難い。

さらに、A市の保管する国民年金被保険者名簿に申立期間の納付記録は
無いほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家
計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたこと
をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から59年3月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。結婚後は、老後の生活のために年金が大事であることを強く思っており、会社を退職した後は、漏れなく国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月10日にA町(現在は、B町)において払い出されており、申立人は、初めて国民年金の被保険者となった日が59年7月10日(任意)と記載されている年金手帳を所持している。

また、申立人には申立期間以前に、現在所持している年金手帳の記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが(平成21年2月に申立人の基礎年金番号に統合済み)、オンライン記録によれば、この記号番号での申立期間における加入記録は無い。

さらに、C年金事務所において、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名は無く、記号番号に欠番も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法についての記憶が曖昧であり、詳細が不明であるほか、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年11月までの期間及び52年11月から55年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年11月まで
② 昭和52年11月から55年4月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。両親が納税組合で国民年金保険料を納付してくれていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA町（現在は、B町）が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和47年10月ごろA町において払い出され、同年9月25日に資格を取得した後、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年10月18日に資格喪失している。以後、59年3月から4月ごろに別の手帳記号番号が払い出されるまで、国民年金の加入及び納付記録は無く、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人には、昭和48年4月1日及び52年11月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際の、各申立期間に係る国民年金被保険者資格の再取得手続についての記憶は無く、誰が手続を行ったのかも分からないとしている。

さらに、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を両親が納税組合を通じて納付してくれていたと思うとしているところ、両親の国民年金被保険者名簿には、納付組織で納付していたことがうかがえる組織名の記載が認められるが、申立人の同名簿には、この記載が無く、納付組織で納付した事実はうかがえない。

加えて、申立人が保険料を納付してくれていたとする申立人の父は既に死亡、母は病気により聴取できず、申立人は納付に関与していないことか

ら、納付状況は不明である。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 30 日から 38 年 3 月 20 日まで

昭和 37 年 8 月 21 日から 38 年 3 月 19 日まで A 社に勤務した。一緒に入社し、退社も同時だった同僚の厚生年金保険の資格喪失日が 38 年 3 月 20 日となっているのに、自分の資格喪失日が 37 年 10 月 30 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 10 月 30 日から 38 年 3 月 19 日まで A 社（以下「本件事業所」という。）に勤務していたとしているが、同社は解散しており、代表取締役等 3 人の役員はいずれも死亡していることから、申立人の申立期間における同社での勤務実態が確認できない。

また、本件事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同日に被保険者資格を取得し、昭和 38 年 3 月 20 日に資格喪失している者のうち、連絡の取れた 4 人は、申立人が勤務していたことは覚えているものの、そのうち 3 人は申立人の勤務期間は不明であるとしており、残る 1 人は、「申立人は、自分より早く辞めたと思う。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 37 年 8 月 21 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 30 日に資格を喪失した後、同年 11 月 13 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

なお、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 47 年 8 月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社に勤務していた。その時の同僚には、同社での厚生年金保険の加入記録があると聞いており、自分には記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の供述から、申立人が、昭和 44 年 1 月 22 日から 47 年 9 月 25 日までA社（以下「本件事業所」という。）に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、本件事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、現在の代表取締役の妻（取締役）は、「平成 5 年ごろに会社を譲り受けたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述している。

事実、申立人は、申立期間当時の同僚に本件事業所での厚生年金保険の加入記録があると聞いているとしているが、オンライン記録によれば、当該同僚に、本件事業所での加入記録は無く、同人に確認したところ「申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、上記同僚が氏名を記憶していた別の同僚にも照会したが、当時の厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうか

がわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。